

北陸信越運輸局報

第389号

平成25年11月21日(木曜日)
(毎月3回1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話(025)285-9000
FAX(025)285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目次

許認可等	△自動車分解整備事業の認証	1ページ～2ページ
	△優良自動車整備事業者の認定	2ページ
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分	2ページ～3ページ
	△一般乗用自動車運送事業者に対する行政処分	3ページ
業務資料	△個人タクシー知識試験結果	4ページ

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証(自動車技術安全部)

認証番号	長認証第359号
認証年月日	平成25年11月8日
事業者名	ブリヂストンリテール長野株式会社
事業場名	タイヤ館ヤマト
事業場所在地	長野県松本市梓川倭109番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第360号
認証年月日	平成25年11月18日
事業者名	有限会社小諸パーツセンター
事業場名	有限会社小諸パーツセンター
事業場所在地	長野県小諸市大字和田字西裏639番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第191号
認証年月日	平成25年11月12日
事業者名	株式会社ジースリー
事業場名	株式会社ジースリー
事業場所在地	富山県富山市本郷字蒲池2454番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第337号
認証年月日	平成25年11月6日
事業者名	和希株式会社
事業場名	オートボックス・かほく店
事業場所在地	石川県かほく市内日角ワ31番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

■優良自動車整備事業者の認定（自動車技術安全部）

認定番号	北信認車1第1020号
認定年月日	平成25年11月7日
事業者名	有限会社増田自動車钣金
事業場名	有限会社増田自動車钣金
事業場所在地	長野県安曇野市明科七貴5552番地1
認定の種類	特殊整備工場〔車体整備作業（一種）〕

○行政処分

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成25年10月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			

平成 25 年 10 月 1 日	株式会社キョウハイ・ロジテム 代表者 野尻忠和	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60 日車)	平成 24 年 4 月 19 日、 交通死亡事故を惹起したと公安委員会から通知があったことから監査実施。1 件の違反が認められた。(1) 運行管理者の研修受講義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 23 条第 1 項)	6	6
	新潟県新潟市江南区 曙町 3-7-15	新潟県新潟市江南区 曙町 3-7-15	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項			
平成 25 年 10 月 2 日	北陸名鉄運輸株式会社 代表者 俵 外美夫	富山支店	輸送施設の使用停止 (45 日車)	平成 24 年 4 月 17 日、 自動車運転過失致死違反事故を惹起したと公安委員会から通知があったことから監査実施。2 件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項) (2) 運転者に対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項)	5	5
	石川県金沢市間明町 2-121	富山県富山市金屋字 高見 3137 番地 11	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■一般乗用自動車運送事業者に対する行政処分（平成 25 年 10 月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 10 月 2 日	株式会社アトムプロジェクト 代表者 阿部直樹	本社営業所	輸送施設の使用停止 (25 日車)	平成 24 年 2 月 2 日、労働基準監督署と合同で監査実施。2 件の違反が認められた。(1) 運賃の收受違反 (道路運送法第 9 条の 3 第 1 項)、 (2) 点呼の記録事項義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 4 項)	3	3
	新潟県長岡市蓮潟 1-3-40	新潟県長岡市蓮潟 1-3-29	道路運送法第 9 条の 3 第 1 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

○ 業 務 資 料

個人タクシー知識試験結果

【試験実施日：平成25年11月8日】

	法令試験 (40点満点)	地理試験 (40点満点)
申請者数	12人 (うち地理試験免除者5人)	
合格者数	10人	
最高点	40点	40点
最低点	33点	32点
平均点	38.0点	36.9点